

令和5年第3回小国町教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和5年2月28日(火)
- 1 開催の場所 おぐに町民センター 205号室
- 1 開 会 2月28日 午後1時15分
- 1 閉 会 2月28日 午後2時40分
- 1 出席委員 教 育 長 村 上 悦 郎 君
教 育 委 員 木 下 勇 児 君
教 育 委 員 高 村 さ つ き 君
教 育 委 員 時 松 比 佐 代 君
教 育 委 員 石 松 愛 子 君
- 1 出席職員 事 務 局 長 久 野 由 美 君
事 務 局 次 長 後 藤 栄 二 君
(社会教育係長兼務)
文 化 振 興 係 長 山 下 弘 子 君
学 校 教 育 係 長 松 本 恵 君

議事の経過（R 5.2.28）

教育長（村上悦郎君） ただいま、出席委員は全委員私を含めて5人です。定員数に達しておりますので、令和5年第3回小国町教育委員会会議を開催いたします。

（午後1時15分）

教育長（村上悦郎君） 議事日程につきましては、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1「会議録署名の指名について」は、小国町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、本日出席の教育委員全員及び会議録を調整する職員の署名とします。

日程第2「会期の決定について」 お諮りいたします。会期は本日1日といたしたいと思います。

教育委員（全員） はい。

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたします。異議ありませんか。

日程第3「教育長の報告について」、私から3点報告させていただきます。

1 中学校部活動地域移行について

文部科学省のスポーツ庁から昨年12月にガイドラインの変更がありました。中学校部活動地域移行を最初は、令和5年から7年の3年を「改革集中期間」として完全移行を目指していましたが、12月の段階で「改革集中期間」から「改革推進期間」と修正し、「可能な限り早く」となりました。しかし、小国町としては、令和7年度までの完全社会体育をめざします。高校を活動の一つの活動拠点とし、小中高が一緒に活動する形を模索していきます。高校の方は県に聞いていただいて、施設を使っていいというお話は出来ています。バスケットボールのゴールの高さやバレーボールのボールの大きさなど違うものもありますが、検討します。ホッケー、バドミントンは独自のやり方でやっていますが、バドミントンはその日に200円集めてほとんど毎日やっているようです。全て統一するのは難しいので、それぞれのやりかたでやり、中学校の指導者のなり手がいない状況で、高校も早急にやってもらいたいという事で小国独自の部活の話をもちかけているところです。

2 ジャージー牛乳の学校給食への提供中止について

ジャージー牛乳200mlの製造中止に伴い、学校給食への提供が中止になっています。児童生徒をはじめ、地域の方々（教育委員会も含め）からのジャージー牛乳を「飲みたい。飲ませたい。」の要望が多く、先日、JA阿蘇本所に出向き原山組合長に要望を伝えました。原山組合長からは「200mlパック製造を再開するための設備投資は莫大であり、今の財政状況からは赤字で断念せざるを得ない。」「現在は県酪連とジャージーブランドを残す協議を行っている。」とのことでした。13

軒のジャージー牛を飼っている農家が出資というのは多大なことです。子ども達も保護者も飲みたいという話を、繰り返し伝えることが大事で、直ちに給食での提供は難しいかもしれませんが、提供の確率は0%ではないと考えています。

3 インフルエンザの状況報告について

本日、小国小学校2年1組のインフルエンザによる欠席者は7名となり、学校医と相談し、明日から3日間、3月1日（水）～3日（金）までの期間を学級閉鎖とします。他の学級にもインフルエンザによる欠席者が散見される状況であり、感染の拡大が懸念されます。コロナのレベルが1に引き下げになりました。レベル2の時は同居家族の発熱の時は出席停止にしていますが、今週は様子を見て、来週からはコロナは別ですが、発熱は休みを解除する予定であることをご承知おきください。報告は以上です。ただ今の報告事項について、質問あるいはご意見等あれば、お願いします。

教育長（村上悦郎君） なければ、次に移りたいと思います。

日程第4「教育委員会事務局からの報告について」事務局からお願いします。

事務局長（久野由美君） 教育委員参加会議について報告します。2月21日火曜日、「子ども子育て会議」に高村教育委員が出席されました。平成26年度に策定された、待機児童を減らすための「子ども子育て支援事業計画」の、点検評価のために意見を聞くといった内容でした。事務局から今年度の取り組みなどの説明の後、意見交換が行われました。この計画が令和6年度に満了となるため、来年度アンケートをとり、次の計画策定の準備をするそうです。資料のコピーを配布していますので、後でご覧ください。

教育長（村上悦郎君） ただ今の事務局からの報告事項について、質問あるいはご意見等あればお願いします。

教育長（村上悦郎君） なければ、ただいまから議事に入りたいと思います。

日程第5 議案第1号 「小国高等学校町営寄宿舍管理運営に関する規則について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（久野由美君） 議案集1ページ上段をご覧ください。

議案第1号 小国高等学校町営寄宿舍管理運営に関する規則について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条の規定及び教育長に対する事務委任規則（昭和41年教委規則第5号）第1条第11号の規定により、小国高等学校町営寄宿舍管理運営に関する規則を別紙のとおり提出する。

令和5年2月28日提出 小国町教育長 村上悦郎です。

右肩に赤で1と書いてある規則をご覧ください。小国高等学校町営寄宿舍設置条例

制定に伴い、管理運営について詳細を規則で定めるものです。第1条に「目的」として、管理運営に関し必要な事項を定めるとしてあります。第2条では「業務」として、管理運営の業務を、第3条では「入舎定員」として、人数を定めております。第4条は「入舎基準」として、入舎できる者を、第5条は「入舎の手続」を、第6条は「退舎」を、第7条は「帰省」を、第8条は「経費負担」を、第9条は「施設の清掃美化及び保守」を、第10条は「施設の管理」を、第11条は「退去命令について」、第12条は「運営委員会の任務」、第13条は「運営委員会の組織」、第14条は「運営委員会の委員」、第15条は「運営委員会の会議」を定めています。第16条は「その他」として、その他必要な事項は教育委員会又は高校が定めるとするものです。附則で施行日は条例同様「財産処分」の兼ね合いから、令和5年4月2日とし、準備行為は、この規則の施行の日の前においても行うことができるとするものです。

教育委員会資料1「小国中学校寄宿舎管理規則との比較」をお配りしておりますので、併せて参考にしていただきたいと思います。なお、県教育庁高校教育課長及び小国高等学校長に意見聴取を行い、了承いただいております。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

教育長（村上悦郎君） ただ今の事務局からの説明について、質問あるいはご意見等があれば、お願いします。

教育委員（高村さつき君） 来年度の見込みはどうなっていますか。

事務局長（久野由美君） 来年度の見込みは、小国高校にお尋ねしたところ今のところありません。

教育委員（高村さつき君） 使えるようにこの規則を作っておくという事ですか。

事務局長（久野由美君） はい。

教育長（村上悦郎君） その他ありませんか。ご質問等がなければ採決に入ります。議案第1号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

教育委員全員 はい。

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって議案第1号「小国高等学校町営寄宿舎管理運営に関する規則について」は原案のとおりとすることに決定しました。続いて、日程第6 議案第2号「小国町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（久野由美君） 議案集 1 ページ下段をご覧ください。

議案第 2 号 小国町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条
の規定及び教育長に対する事務委任規則（昭和 41 年教委規則第 5 号）第 1 条第 1
1 号の規定により、小国町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のと
おり提出する。

令和 5 年 2 月 28 日提出 小国町教育長 村上悦郎です。

右肩に赤で 2 と書いてある改正本文と資料 2 の新旧対照表をご覧ください。説明は、
資料 3 「小国町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について（改正理由）」
で説明します。第 4 条、休業日では、実態に即した規定とするため、第 8 号の規定
を削除し、第 2 項で「届出て変更することができる」にまとめたものです。改正前
の休業日の規定を、四角で囲んで表記しております。第 9 条は、本条の根拠となっ
ている学校教育法施行規則の改正により「第 54 条の 3」から「第 75 条」に変わ
っていることにより今回改正するものです。第 11 条は、第 1 項に「一環として」
とありますが、これは日常一般に用いられない言葉であるため、「一つとして」に
改正するものです。第 20 条の 2 は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（昭和 31 年法律第 162 号）」の漢字の「及び」がひらがなの「および」となっ
ているため修正するものです。第 26 条は、「熊本県教職員等の初任給、昇格、昇
給等の基準に関する規則」の改定により、令和 5 年 4 月 1 日から市町村立学校に勤
務する係長級事務職員である「事務主任」の職名が、県立学校で「事務主査」に変
更となります。これに合わせて本町の学校管理規則の職名も改正するものです。第
35 条は、ひらがな表記の「き損」は常用漢字表により「毀損」と表記することと
なったため改正するものです。第 39 条は、第 1 項第 3 号から第 5 号までの規定中、
漢字の「綴」は常用漢字外であることから、ひらがなの「つづり」に改正するもの
です。附則で施行日は、公布の日とし、ただし、第 4 条及び第 26 条の改正規定は、
令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。今回、例規システムで改めて全体を見直
したところ、用字用語のチェックでエラーがいくつか出ており、併せて改正したい
ものです。説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

教育長（村上悦郎君） ただ今の事務局からの説明について、質問あるいはご意見等
があれば、お願いします。

（「ありません」と呼ぶ者あり。）

教育委員（木下勇児君） 第 4 条 3 項の規定がなくなり、届出は教育委員会にしない
ということですか。

事務局長（久野由美君） 第 4 条 2 項の「各号の規定にかかわらず、寒冷その他特別
の事由があるときは、校長は教育委員会に届け出て変更することができる」という

ことで、全てこの2項の届け出で網羅するものです。

教育委員（木下勇児君） 2項で3項の分をカバーしてるので、同じことを言ってるので省くという解釈でいいということですね。分かりました。

教育長（村上悦郎君） この他ありませんか。ご質問等がなければ採決に入ります。議案第2号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

教育委員全員 はい。

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって議案第2号「小国町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について」は原案のとおりとすることに決定しました。続いて、日程第7 議案第3号「小国町交流多目的施設の使用及び管理に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（久野由美君） 議案集2ページ上段をご覧ください。

議案第3号 小国町交流多目的施設の使用及び管理に関する規則の一部を改正する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条の規定及び教育長に対する事務委任規則（昭和41年教委規則第5号）第1条第11号の規定により、小国町交流多目的施設の使用及び管理に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和5年2月28日提出 小国町教育長 村上悦郎です。

右肩に赤で3と書いてある改正本文と資料4の新旧対照表をご覧ください。第3条「利用者」第4条「資料の貸出冊数並びに期間」では、町長部局から教育委員会部局へ管理運営が替わっていますので実態に即して町長から教育長に改めるとともに、漢字表記の「通り」をひらがなの「とおり」に改正するものです。第5条は、「使用時間」を「開館時間及び休館日」に改め定めるものです。日曜日に開館するようにし、利用しやすくするものです。第6条「委任」を新たに設け、この規則に定める物のほか、必要な事項は教育長が別に定めるとするものです。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

教育長（村上悦郎君） ただ今の事務局からの説明について、質問あるいはご意見等があればお願いします。

（「ありません」と呼ぶ者あり。）

教育長（村上悦郎君） ご質問等がなければ採決に入ります。議案第3号について原

案のとおり決することにご異議ございませんか。

教育委員全員 はい。

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって議案第3号「小国町交流多目的施設の使用及び管理に関する規則の一部を改正する規則について」は原案のとおりとすることに決定しました。続いて、日程第8 議案第4号「令和4年度小国町一般会計補正予算（第11号）の教育に関する事務に係る部分の意見聴取について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（久野由美君） 議案集2ページ下段をご覧ください。

議案第4号 令和4年度小国町一般会計補正予算（第11号）の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定及び教育長に対する事務委任規則（昭和41年教委規則第5号）第1条第12号の規定により、別紙について、令和4年度小国町一般会計補正予算（第11号）の教育に関する事務に係る部分の予算提出のための意見を聴取する。

令和5年2月28日提出 小国町教育長 村上悦郎です。

右肩に赤で4と書いてある、一般会計補正予算をご覧ください。補正第11号です。今回の補正につきましては、例年この時期に補正しております業務や事業実績に伴う補正となっております。今年度についても昨年度同様にコロナ禍の中、計画していた事業などが実施できませんでしたので、減額補正の額も多くなっております。各項ごとの補正額は、表紙の第1表のとおり、教育総務費が441万1千円、小学校費が117万7千円、中学校費が202万6千円、社会教育費が641万3千円、保健体育費が180万8千円で、教育費合計1,583万5千円の減額補正となっております。4ページをご覧ください。歳出の方から説明します。教育総務費、目の2事務局費と、目の3小中高連携事業推進費、次の5ページの小学校費、目の1学校管理費、次の中学校費、目の1学校管理費、目の3寄宿舎居住費、次の6ページ社会教育費、目の5交流多目的施設費、目の7坂本善三美術館費、次の7ページ保健体育費、目の3給食センター費、それぞれの節の1報酬、2給料、3職員手当等、4共済費、8旅費の一部は職員及び会計年度任用職員の人件費の増減に伴う補正となっております。これは、昨年度末における当初予算編成時の見込みの人件費から、実績により増減したことによるものです。4ページにお戻りください。目の2、事務局費及び、目の3小中高連携事業推進費、目の4新型コロナウイルス感染症対応経済対策費、以下コロナ対策費と呼ばさせていただきます。は、コロナ禍による事業等の中止や実績に伴う減額となっております。5ページをお願いします。小学校費の目の1、学校管理費は今年度の実績により減額するものです。続いて、中学校費です。目の1、学校管理費も小学校費と同様に実績により減額するものです。6ページをお願いします。社会教育費です。目の1、社会教育総務費、目の2公民館費、

目の4文化財保護費、目の5交流多目的施設、目の7坂本善三美術館費、目の8コロナ対策費についても、コロナ禍による事業等の変更、中止、実績により減額するものです。特に、目の8コロナ対策費は、原油高による原材料価格高騰により坂本善三美術館駐車場トイレ改修工事の実施を見送ったため、多額の減額となっています。駐車場トイレにつきましては、早急には開けずに美術館内のトイレを使っていたと考えています。7ページをお願いします。保健体育費です。こちらも目の1保健体育総務費と目の2体育施設費は、今年度のコロナ禍による事業等の中止や実績により減額するものです。目の3給食センター費の賄材料費は、物価高騰による原材料の値上げに伴い40万円の増額をお願いします。この物価上昇に対しての給食費の値上げについては、給食運営委員会でも検討しているところですが、物価上昇の見通しが立っておらず、当面の間、町予算でお願いしたいと考えています。次に2ページをご覧ください。歳入につきましては、目の6教育使用料は実績による使用料の増額と減額です。次の目の7教育費国庫補助金につきましては、実績による補助金額が減額となるものです。3ページをお願いします。目の6教育費県補助金につきましても、事業変更に伴い補助金額が減額となるものです。説明は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

教育長（村上悦郎君） ただ今の事務局からの説明について、質問あるいはご意見等があれば、お願いします。

（「ありません」と呼ぶ者あり。）

教育長（村上悦郎君） ご質問等がなければ採決に入ります。議案第4号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

教育委員全員 はい。

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって議案第4号「令和4年度小国町一般会計補正予算（第11号）の教育に関する事務に係る部分の意見聴取について」は原案のとおりとすることに決定しました。

続いて、日程第9 議案第5号「令和5年度小国町一般会計予算の教育に関する事務に係る部分の意見聴取について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（久野由美君） 議案集3ページ上段をご覧ください。

議案第5号 令和5年度小国町一般会計予算の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定及び教育長に対する事務委任規則（昭和41年教委規則第5号）第1条第1

2項の規定により、別紙について、令和5年度小国町一般会計予算の教育に関する事務に係る部分の予算提出のための意見を聴取する。

令和5年2月28日提出 小国町教育長 村上悦郎です。

右肩に赤で5と書いてある一般会計予算をご覧ください。教育委員会事務局所管の予算につきましては、初めに歳出の方から説明します。小国町教育委員会が所管する部分は款の9、教育費の中で88ページから107ページで、100ページの目の3集会所運営費を除く部分となります。歳出予算総額は3億5,005万4千円で一般会計予算全体の6.8%となっており、前年度と比較して119万2千円、率にして0.3%の減額となっております。主な増減の要因といたしましては、各施設の光熱水費が合わせて747万円、鏡ヶ池銅鏡補助金300万円の増、コロナ対策費が2,220万円減などとなっております。詳しくはページを追って説明します。88ページ下段から89ページをお願いします。目の1教育委員会費は教育委員会を運営する費用となっております。次に、その下の、目の2事務局費につきましては、教育長及び教育委員会事務局職員の人件費をはじめ、事務局の必要経費と90ページの負担金補助及び交付金に、小国高校の魅力化を図るための支援補助金などが計上されています。小国高校支援補助金は、高校の寮に入る生徒への補助金を予算化し18万円加算した198万となっております。その下の、目の3小中高連携事業推進費につきましては、学校運営推進協議会や教育指導員の経費と検定手数料として漢検や英検の検定手数料が計上されています。続いて、項の3小学校費です。令和5年度の児童数は現時点で前年度当初の基準日と比較して14名増の261人を見込んでいます。91ページ下段から目の1学校管理費となります。小学校の教育活動に必要な経費を計上しております。昨年度と同様に報酬で会計年度任用職員として、生活活動支援員を4名、学習活動支援員を1名、図書事務1名と委託料で語学指導としてALTを町の方で配置するようにしております。また、GIGAスクール構想に基づき整備したタブレット端末機や電子黒板、校務支援システムの維持費として回線利用料や保守料、授業に有効かつ効率的に対応できるように人的支援費用も計上させていただいております。修繕費の前年と比較して155万円増額は、浄化槽の老朽化による制御盤の入替の修繕費用です。その他、92ページ中ほどにスクールバス運行委託として4,706万4千円を計上しております。前年度と比較して約318万円ほど増額となっておりますが、これは光熱水費236万円と修繕費の増加のためです。93ページ下段の目の2教育振興費は修学旅行補助や就学援助費用として、実績等の基づき予算計上しております。続いて中学校費です。令和5年度の生徒数は前年度基準日から19名減の132人を見込んでいます。94ページから目の1学校管理費となります。こちらも小学校費同様に中学校の教育活動に必要な経費を計上しております。報酬で会計年度任用職員として、生活活動支援員を1名、学習活動支援員を2名、図書事務1名と委託料に語学指導としてALTを町の方で配置するようにしております。その他ICT機器の経費も小学校同様に計上しております。前年度と比較して約158万円ほど増額となっておりますが、これは光熱水費105万円と修繕費118万円の増加が主な理由です。修繕費の主

なものはこれから身体が大きくなる生徒の30人以上のクラスに対応していくため、被服室を普通教室に改装するものです。96ページ下段の目の2教育振興費はこちらも小学校費同様、実績等の基づき予算計上しております。97ページの目の3寄宿舎居住費につきましては、寄宿舎ほこすぎ寮の運営経費を計上しております。今年度の入寮者は18名を見込んでいます。続いて、98ページ、項の5社会教育費の目の1、社会教育総務費です。こちらに地域学校協働活動の経費を計上しております。99ページ、18負担金補助及び交付金で各種団体等への補助金を計上しております。この一番下に、銅鏡製作補助金300万円を計上していますが、これは鏡が池の銅鏡製作を2年間で行うための補助金で、全額寄附金を充当します。99ページの節の20貸付金、小国町奨学金貸付金につきましては、ここ数年の実績を考慮し大学生2名、高校生1名分を予算計上しております。次の目の2公民館費につきましては、小国町文化祭、成人式、子ども会活動などの経費を計上しております。100ページの目の4文化財保護費は、ほぼ例年と同じ予算内容となっております。101ページの目の5交流多目的施設費は、前年度と比較して100万円の増額です。主な理由は、シフトのための週1回程度の人件費63万円と、駐車場の塀の修繕費40万円です。目の6町民センター費は、ほぼ例年と同じ予算内容となっております。備品購入費は電子ピアノを購入することとしています。102ページ、目の7坂本善三美術館費は、坂本善三美術館運営に必要な経費を計上しております。今回、新規の学芸員の人件費を地域おこし協力隊で計上しています。これから先の人材を育成し、これまでの歩みを止めないような地域の方々と連携した取り組みを行っていきたいと考えています。104ページ、保健体育費です。目の1保健体育総務費でスポーツ推進委員の経費や各種団体や大会への補助金が主なものとなっております。105ページ上から3つ目に九州中学生ホッケー選手権大会補助65万円を新たに計上しています。これまで近隣で行われていた中学生九州ホッケー大会が長崎で行われることによるものです。105ページの目の2体育施設費は林間広場や小国ドーム、旧小学校体育館などの施設管理の費用です。主な増額は光熱水費です。106ページから107ページにかけて、目の3、給食センター費です。学校給食センターは事務長1名、調理員8名体制で1日約540食分、年間約200日の給食を提供すると見込んでいます。前年度と比較して520万円の増額で、光熱水費278万円と材料費高騰による賄材料費224万円が主な理由です。続いて、歳入の方を説明します。教育委員会所管の歳入総額は4,000万8千円で前年度と比較して2,047万円、率にして3.4%の減額となっております。主なものは新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の減となっております。歳入は記載箇所が飛び飛びになっていますので、ページを追って該当箇所を説明します。16ページをお願いします。目の6教育使用料、節の1職員住宅使用料から節の5坂本善三美術館入館料までがこちらで計上されています。次に18ページ中段で、目の7教育費国庫補助金190万3千円と、21ページの目の6教育費県補助金110万3千円は国及び県からの事業に対する補助金です。22ページの目の5教育費委託金375万9千円は、小国支援学校への給食提供に対する委託金です。23

ページ下の段の繰入金で目の2奨学金事業基金繰入金、122万4千円、24ページ中ほどの、款の20、項の3、貸付金元利収入の目の2奨学金貸付金元利収入41万4千円、25ページ、目の1雑入の中の1段目と3段目と4段目電話料外と寄宿舎負担金と自動販売機収入、下から26ページ1段目、2段目のミュージアムショップ売上、美術教室参加費併せて188万5千円、一番下の目の2給食収入の節の1学校給食収入の現年度分、滞納繰越分併せて2,585万8千円が教育委員会所管の歳入となるものです。以上で説明を終わります。なお、教育委員会資料5から7としまして、予算概要説明、歳入歳出予算概要（前年度との比較表）、工事請負、委託料、負担金、補助金調書をお配りしておりますので、併せて参考にさせていただきたいと思います。よろしくご審議方お願いします。

教育長（村上悦郎君） ただ今の事務局からの説明について、質問あるいはご意見等があれば、お願いします。

教育委員（木下勇児君） 寄宿舎入舎予定の男女別がわかれば教えてください。

事務局長（久野由美君） 男子8名、女子10名です。

教育委員（木下勇児君） 中学校費の教育振興費で制服購入費に補助金ができるということで、今回新しい補助金だと思うのですが、資料を見ると1人1万円の40人という積算のようですが、8年生、9年生が新しい制服にする見込みはないのでしょうか。もしそういった生徒が出てきた場合は補助金の対象になるのでしょうか。補助金の対象となっただけとしましては、子ども議会では是非そうしてほしいという意見が中学生から出ていたので汲み取られたのだと思うのですが、どうでしょうか。それから、次年度以降は予算上言いづらい部分もあると思うのですが、方向性としては助成が続くものなのか今年度スタートなのかというものなのか、現時点での見解を教えてください。

事務局長（久野由美君） 要綱を後の報告にしまい申し訳ございません。来年度の小国中学校新入生が33名の予定です。8、9年生の希望が多くなり足りない場合は補正して対応させていただきたいと考えています。補助期間は、制服が3年間で1年生から3年生まで揃うことから、3年間と考えています。

教育長（村上悦郎君） ご質問等がなければ採決に入ります。議案第5号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

教育委員全員 はい。

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって議案第5号 「令和5年度小国町一般会計予算の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取」は原案のとおりとすることに決定しました。続いて、日程第10 議案第6号 「令和4年度小国町入学準備金（就学援助費）申請児童生徒の認定について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（久野由美君） 議案集3ページ下段をご覧ください。

議案第6号 令和4年度小国町入学準備金（就学援助費）申請児童生徒の認定について

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき小国町就学援助規則（平成22年教委規則第3号）第5条第1項及び教育長に対する事務委任規則（昭和41年教委規則第5号）第2条の規定により、令和4年度小国町入学準備金（就学援助費）申請児童生徒の認定を別紙のとおり提出する。

令和5年2月28日提出 小国町教育長 村上悦郎です。個別の説明は担当係長からいたします。

学校教育係長（松本恵君） 令和4年度就学援助児童生徒数の状況及び令和4年度入学準備金（就学援助費）の2月28日現在の申請者数や制度内容の説明を行い、個別の申請内容を説明した。

【以下、申請者の具体的な説明内容、質疑応答及び審議内容は個人情報保護のため省略する。】

教育長（村上悦郎君） それでは採決に入ります。議案第6号について原案の通り認定、することにご異議ございませんか。

教育委員全員 はい。

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって議案第6号 「令和4年度小国町入学準備金（就学援助費）申請児童生徒の認定について」は、原案の通り認定、することに決定しました。

教育長（村上悦郎君） 日程第11 「その他」となっていますが、委員の皆様からあるいは事務局の方から何かあればお願いします。

事務局長（久野由美君） 事務局から2点報告します。1点目は、教育委員会事務局要綱等の制定・改正報告2件です。資料8をご覧ください。「小国中学校制服購入費補助金交付要綱の制定」です。制定理由としましては、小国中学校新制服導入の保護者の経済的負担の軽減と子育て支援の充実を図ることを目的とし、補助金要綱

を定めるものです。制服が3年間で1年生から3年生まで揃うことから、本事業は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3か年としております。次に資料9をご覧ください。「小国町学校教職員ストレスチェック制度実施規程の改正」です。改正理由としましては、令和3年に制定した「小国町学校教職員ストレスチェック制度実施規程」について、Web回答方式によるストレスチェックを実施できるように規程を一部改正し、Web、紙媒体両方で回答できるようにするものです。なお、昨年11月に契約を行ったことから、令和4年11月1日から適用するものとしています。

2点目ですが、資料10をご覧ください。3月から4月における教育関係の行事についてです。日程一覧です。今週の土曜日3月4日が中学校の卒業式となっています。9時15分までに受付をお願いします。今回中学校は在校生も参加する予定です。そして、小学校の卒業式は、3月23日です。案内の封筒を配布していますのでご確認ください。なお、小学校は5年生がリモートで参加し他学年は指定休業日となっています。入学式は4月11日の午前午後となっています。後日案内を送付する予定です。次に、小中学校職員の退任式と辞令交付式です。退任式が3月28日午後3時から、辞令交付式は4月3日午後3時から、場所は町民センターで行います。教育委員さんに開式の辞と閉式の辞をいつもお願いしています。この場で役割を分担したいのでご協議をお願いします。

教育委員（全員）（協議を行う）

事務局長（久野由美君） 協議の結果、3月28日の退任式の担当は、開式が高村委員、閉式が石松委員、4月3日の辞令交付式の開式が木下委員、閉式が時松委員となりました。よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

教育長（村上悦郎君） この他に何かありませんか。

教育長（村上悦郎君） 他にございませんか。なければ、閉会したいと思います。長時間にわたる慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、令和5年第3回小国町教育委員会会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

（午後2時40分）

小国町教育委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年2月28日

小国町教育委員会 教 育 長

教育委員

教育委員

教育委員

教育委員

事務局長